

令和 7 年度えびの市地域活性化起業人（企業人材派遣型）

起業支援センター サブマネージャー 募集要項

1 募集概要

えびの市は、宮崎県・熊本県・鹿児島県 3 県の県境、南九州のほぼ中心部に位置し、日本で最初の国立公園に指定された霧島山（霧島錦江湾国立公園）の恩恵を受けた豊富な農畜産物、観光等の地域資源を有する地域です。

人口減少、少子高齢化などの進行が著しいえびの市ですが、地域内での起業を促進するために、平成 29 年度にインキュベーションオフィスや会議室を備えたえびの市起業支援センター（通称「E-bic」）を設置し、これまで創業や事業承継について伴走支援（以下「起業支援等」という。）を行ってきています。

地方経済の推進役を担ってきた中小企業の経営者の高齢化により、将来的には数多くの廃業が危惧されており、事業承継や地域密着型の起業を生み出していくことが重要視され、えびの市起業支援センターの更なる機能強化のため、総務省の地域活性化起業人制度推進要綱（令和 3 年 3 月 30 日総行応第 78 号）に基づき、本市の取組にご協力いただける企業（以下「派遣元企業」）を募集します。

派遣元企業の選定後、本市と派遣元企業の間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について、協定を締結した上で、派遣元企業は、本市へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、本市の起業支援等に関する業務に従事します。

2 業務内容

派遣社員は、派遣元企業等で培われたノウハウや知見、ネットワーク等を生かして、主にえびの市起業支援センターで以下のような起業支援等にあたって、サブマネージャーとして従事していただきます。

- (1) 起業前の相談及び起業後の伴走支援
- (2) 第三者等への事業承継支援
- (3) 女性活躍推進のためのデジタル人材育成支援
- (4) その他、起業支援等に関する業務

3 募集人員

1 名

4 主たる勤務地

えびの市起業支援センター

5 派遣期間

6 か月以上 3 年以内

6 派遣要件

次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

(1) 派遣元企業に関すること

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

(2) 派遣社員に関すること

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後 2 年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

ウ 普通自動車免許を取得している者であること。

7 受入期間

令和 7 年 5 月 1 日から（具体的な受入月日は協議の上で決定します。）

8 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は派遣元企業の規程に従います。

9 就業条件

派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の条例、規則その他の規定に従います。

・勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩時間を含む）

・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

10 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣元企業の定める支給基準に従い、派遣元企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、本市が派遣元企業に対し、年度額 560 万円を限度に負担します。ただし、派遣の期間が年度途中となった場合は、月の初日を基準日として月割りにより計算することとします。（千円未満の端数は切り捨て。）

11 募集期間

募集開始から募集定員に達するまで

12 応募方法

応募の際には、えびの市地域活性化起業人申出書（様式 1）、派遣元企業の概要がわかる書類（様式 2 の派遣元企業概要書又は任意の様式）及び派遣社員の職務経歴書（様式 3 の派遣社員職務経歴書又は任意の様式）について、郵送又は電子メールにて提出してください。

13 応募のながれ

提出書類の内容及び面談（オンライン等）により、派遣元企業を決定します。決定後、派遣元企業のご担当者と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成します。本市と派遣元企業双方合意の上で協定を締結し、派遣業務を開始します。

14 申込先

・電子メール提出先：kankoshoko@city.ebino.lg.jp

宮崎県えびの市観光商工課 商工係 宛て

・郵送提出先：〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292

・電話番号：0984-35-3728（商工係直通）

15 留意事項

（1）地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱（令和 3 年 3 月 30 日総行応第 78 号）」に定めるところによります。

（2）募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣元企業の負担といたします。

（3）提出された申出書等の書類は返却いたしません。

（4）申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表いたしません。

（5）審査結果について、一切の異議申し立ては出来ないものといたします。

16 問い合わせ先

宮崎県えびの市観光商工課 商工係

電子メール提出先：kankoshoko@city.ebino.lg.jp

電話番号：0984-35-3728（商工係直通）

F A X 番号：0984-35-0401（総務課内）